

久喜市外出自粛等影響事業者応援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、酒類販売事業者等、外出自粛等関連事業者及び飲食店等事業者を対象に、事業の継続を支援するための給付金を給付します。

申請期限 令和4年3月15日(火)必着

概要	
給付金名称	久喜市外出自粛等影響事業者応援給付金
給付対象者	● 市内で事業を営む中小法人等、フリーランスを含む個人事業者など
給付要件	<ul style="list-style-type: none">● 以下のいずれかを受給していること。<ul style="list-style-type: none">①埼玉県酒類販売事業者等協力支援金②埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金③埼玉県感染防止対策協力金 <p>※①と②の支援金については、国の月次支援金の受給が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">● 申請時点において市税に滞納がないこと。(なお、納税猶予等を受けている場合は除く)● 給付金の給付後においても、事業を継続する意思を有すること。● 国、埼玉県その他団体が示す新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底し、今後も継続する意思を有すること。 <div data-bbox="1193 757 1501 943" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">各支援金の詳細については、裏面をご確認ください。</div>
給付額	<ul style="list-style-type: none">● 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金を受給している場合は20万円● 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金又は埼玉県感染防止対策協力金を受給している場合は10万円
提出書類	<ul style="list-style-type: none">● 外出自粛等影響事業者応援給付金申請書兼請求書(様式第1号)● 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金、埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金、埼玉県感染防止対策協力金のいずれかを受給したことが分かる書類● 事業所又は事務所が市内に所在していることが確認できる書類● 振込先の金融機関口座が確認できる書類● その他、市長が必要と認める書類
申請方法	<ul style="list-style-type: none">● 【郵送の場合】下記の郵送先まで送付してください。 (郵送先) 〒346-0192 久喜市菖蒲町新堀38 久喜ブランド推進課 宛● 【窓口の場合】下記のいずれかの窓口に提出してください。 (提出先) 久喜ブランド推進課(菖蒲総合支所内)、本庁舎環境経済・教育分室 栗橋総合支所総務管理課、鷺宮総合支所総務管理課● 【電子申請の場合】「久喜市電子申請・届出サービス」から電子申請が可能です。
問合せ先	久喜市久喜ブランド推進課 ☎0480-85-1111 (平日8:30～17:15)

※添付書類や申請方法等の詳細については、市ホームページをご確認ください。

(参考) 国、埼玉県の支援金の概要

	国	埼玉県		
名称	月次支援金	酒類販売事業者等 協力支援金	外出自粛等関連事業者 協力支援金	感染防止対策協力金
給付要件	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少している事業者等。	【対象期間:R3.4~6月の場合】 2021年4月、5月又は6月の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で30%以上減少している酒類販売事業者等。 ※売上が50%以上減少している場合は、国の月次支援金の受給が必要 ※対象期間がR3.7月以降の場合、売上減少率が異なる。	【対象期間:R3.7~9月の場合】 2021年7月、8月又は9月の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少し、 国の月次支援金を受給している事業者。	緊急事態措置等により要請されている時短営業等の要請を受け、対象期間の全ての期間で協力した飲食店等。
給付上限額	2019年または2020年の対象月の売上から2021年の同月の売上を差し引いた額とし、 ①中小法人等は、月20万円 ②個人事業者等は、月10万円	【対象期間:R3.4~6月の場合】 ①中小法人等は、売上減少率に応じて、月10万~40万円 ②個人事業者は、売上減少率に応じて、月5万~20万円 ※事業者の事業形態及び売上減少率により、給付上限額は異なる。また、対象期間がR3.7月以降の給付上限額も異なる。	【対象期間:R3.7~9月の場合】 対象月の売上減少額から国の月次支援金を控除した額とし、 ①中小法人等は、月5万円 ②個人事業者等は、月2.5万円	緊急事態措置やまん延防止等重点措置の適用区域や前年又は前々年の売上高によって変動。 ※時短営業等の要請を受けた対象期間により、給付金額が異なる。
主な条件	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。など	①県内に本店・住所を有する ②酒類の販売業者又は製造業者 ③飲食店等と直接又は間接取引を行っているなど	①県内に本店・住所を有する ②国の月次支援金を受けているなど	①県内の飲食店等 ②「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の認証を受けている(第12期から)など
月次支援金との併用	—	売上が50%以上減少している場合は、必須	必須	—
相談窓口	月次支援金相談窓口 ☎0120-211-240	埼玉県酒類販売事業者等協力支援金事務局 ☎048-658-7701	埼玉県中小企業等支援相談窓口 ☎0570-000-678	埼玉県中小企業等支援相談窓口 ☎0570-000-678

※埼玉県酒類販売事業者等協力支援金及び外出自粛等関連事業者協力支援金の対象期間が異なる場合や上記各支援金等の添付書類、申請方法等の詳細については、国、埼玉県のHPをご確認ください。